

## 消費者教育部会の設置について（案）

- 1 市民の消費生活の安定及び向上を図るための施策のうち、消費者教育の推進に係る施策について、専門的、効率的に調査審議するため、堺市消費生活条例施行規則（以下「規則」という。）第6条の2第1項の規定に基づき、堺市消費生活審議会（以下「審議会」という。）に消費者教育部会（以下「部会」という。）を置く。
- 2 部会の設置時期は、平成26年度から平成27年度までとする。
- 3 部会は、規則第6条の2第2項の規定に基づき、審議会委員のうちから会長が指名する委員で組織する。
- 4 規則第6条の2第3項の規定に基づき、部会に部会長を置き、部会長は部会の事務を総理する。
- 5 部会の会議については、規則第6条の2第3項の規定に基づき、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 6 部会長は、規則第6条の2第3項の規定に基づき、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 部会長は、規則第6条の2第3項の規定に基づき、会議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 8 上記に掲げるほか、部会の運営は規則に基づいて行う。